

公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載要領

制定 平成 20 年 5 月 30 日
改正 平成 22 年 5 月 11 日
改正 平成 22 年 8 月 23 日
改正 平成 22 年 11 月 22 日
改正 平成 24 年 4 月 1 日
改正 平成 30 年 8 月 23 日

(目的)

第 1 条 この要領は、公益財団法人三重県産業支援センターが管理するホームページのトップページ（以下「財団トップページ」という。）への広告掲載を適正に行うため、公益財団法人三重県産業支援センター広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第 2 条 広告の種類及び要綱第 4 条に規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次の各号のとおりとする。

- (1) 広告の種類 バナー広告
- (2) 広告の掲載位置 財団トップページの所定の位置
- (3) 掲載枠数 5 枠
- (4) 規格 大きさ 縦 50 ピクセル・横 170 ピクセル
型式 GIF・JPEG・PNG
データ容量 1 ファイルあたり 50KB 以下

(広告の掲載基準)

第 3 条 前条に規定するバナー広告は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいい、要綱第 3 条に規定する広告の掲載基準は、バナー広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容についても適用する。

(広告の掲載の期間)

第 4 条 要綱第 5 条の規定による広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）は、3 ヶ月以上 1 月単位とする。

- 2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として、毎月 1 日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として、決定された広告掲載期間に応じて、広告掲載開始日から当該期間を経過した月の末日とする。

(広告の募集方法)

第 5 条 要綱第 6 条の規定による広告の募集方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 募集方法は、原則として公益財団法人三重県産業支援センター（以下「財団」という。）のホームページに募集要領等を掲載することにより公募するものとする。
- (2) 募集は、広告枠を新たに設置したとき、または広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- (3) 広告の掲載を希望する者は、公益財団法人三重県産業支援センタートップページ

広告掲載申込書（様式第1号）により財団に申し込むものとする。
（4）前号の申し込みは、原則として広告の掲載を開始したい月の前々月の末日までに行うものとする。

（広告掲載の決定及び承諾）

第6条 財団は、前条の規定による申込みがあった場合は、速やかに審査を行い、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位の場合は、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。

2 財団は前項の規定により決定したときは、公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料は、特別情報会員以外の場合は1枠あたり5,000円/月（消費税及び地方消費税を含まない）、特別情報会員の場合は1枠あたり2,500円/月（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

2 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、前項の規定による広告掲載料を、財団が指定した日までに、財団が発行する請求書により一括して前納するものとする。この場合、納入に必要な手数料の経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載の取り消し）

第8条 財団は、掲載を決定した広告が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができるものとする。

（1）要綱第8条第1項第1号の規定により定められた期日までに広告原稿が提出されないとき

（2）要綱第8条第1項第2号の規定により定められた期日までに広告掲載料が納付されないとき

（3）要綱第3条の規定に反すると判断したとき

2 財団は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対してその理由を付して公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 第1項の規定に基づいて広告の掲載を取り消したことにより、広告主が損害を受けることがあっても、財団はその賠償の責を負わない。

4 財団は、第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

（広告掲載の取り下げ）

第9条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載取り下げ書（様式第4号）により申し出なければならない。

3 財団は、前項の規定により広告掲載取り下げ書を受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

（広告掲載料の返還）

第10条 財団は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該

広告を掲載しなかったときは、第7条第1項に規定する広告掲載料に基づき、掲載しなかった日数に応じて日割計算により算出した金額を広告主に返還するものとする。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の理由により、財団ホームページが一時停止した場合、当該期間については、広告を掲載しなかった期間に算入しないものとする。

(1)機器等の保守又は工事を行う場合

(2)天災、事変その他真にやむを得ない事態が発生した場合

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告原稿の作成)

第11条 広告作成は、広告主が行うものとする。広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して20日前までの財団が指定する日までに、原稿データを財団の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 広告主はイラストや画像を使用する場合は、これらを使用する権利が広告主に帰属するものでなければならない。

4 財団は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第13条、及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合、ユニバーサルデザインの観点から閲覧しにくいと認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

5 前項の規定により修正に要する経費は広告主が負担するものとする。

(広告の禁止表現)

第12条 広告の禁止表現は、原則として次の各号とし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1)閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(2)閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(3)実際には機能しないもの

(4)閲覧者が公益財団法人三重県産業支援センターに関する情報と錯誤する恐れのあるもの

(5)その他広告の表現として適当でないと財団が認めるもの

2 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。

(広告の変更)

第13条 広告主は、当該広告の内容を原則として1月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告内容を変更しようとする場合は、公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載内容変更届出書(様式第5号)により、財団にあらかじめ届け出るものとする。この場合において、第11条の規定を準用する。

(リンク先の変更)

第14条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して5日前までに、公益財団法人三重県産業支援センタートップページ

広告掲載内容変更届出書（様式第5号）により財団に届け出るものとする。

（審査）

第15条 要綱第11条の規定により、財団トップページに掲載する広告の審査は、事務局にて行う。

2 事務局は必要に応じて、財団等の関係者に広告内容に関する意見を聞くことができる。

（事務局）

第16条 審査業務を担当する事務局は、企画・事業調整課とする。

（協議）

第17条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財団と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（管轄裁判所）

第18条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟については、津地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この要領は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月22日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年8月23日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載申込書

公益財団法人三重県産業支援センター理事長 へ

申込者 住所
氏名

(法人にあっては、法人名及び代表者氏名を記入してください。)

公益財団法人三重県産業支援センタートップページに広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。

申込みにあたっては、公益財団法人三重県産業支援センター広告掲載要綱及び公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載要領を遵守します。

記

リンク先 ホームページ	内 容	
	U R L	http://
掲載広告	掲載希望期間	平成 年 月 1 日から平成 年 月末日まで (月) ※3か月以上1月単位となります。
	広告の内容	
	業種・事業内容及び提供する情報	
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
備考		

※1. 広告の内容等について、該当欄に記入できない場合は、別紙を作成し提出してください。

※2. 広告の掲載を開始したい月の前々月の末日(例:9月1日開始の場合7月末日)までに申し込んでください。ただし、申込期限が土・日・祝日となる場合は、直前の平日までとなります。

(様式第2号)

三産支第 号
平成 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載（不掲載）決定通知書

様

公益財団法人三重県産業支援センター
理事長 印

平成 年 月 日付けで申し込みのあった公益財団法人三重県産業支援センタートップページへの広告掲載について、下記のとおり広告の掲載（不掲載）を決定しましたので、お知らせします。

記

リンク先 ホーム ページ	内 容	
	U R L	http://
掲載広告	掲載希望期間	平成 年 月 1日 から 平成 年 月 末日 まで (月)
	広告の内容	
	業種・事業内容 及び提供する情報	
不掲載 決定理由		

(様式第3号)

三産支第 号
平成 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載取消通知書

様

公益財団法人三重県産業支援センター
理事長 印

平成 年 月 日付け三産支第 号で通知した公益財団法人三重県産業支援センタートップページへの広告掲載の決定について、下記のとおり取り消しましたので、お知らせします。

記

リンク先 ホーム ページ	内 容	
	U R L	http://
掲載広告	掲載希望期間	平成 年 月 1日 から 平成 年 月 末日 まで (月)
	広告の内容	
	業種・事業内容 及び提供する情報	
取消理由		

(様式第4号)

平成 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載取り下げ書

公益財団法人三重県産業支援センター理事長 へ

申込者 住所

氏名 印

(法人にあっては、法人名及び代表者氏名を記入してください。)

平成 年 月 日付け三産支第 号で通知のあった公益財団法人三重県産業支援センタートップページへの広告掲載の決定について、下記のとおり取り下げたいので、申し出ます。

記

リンク先 ホーム ページ	内 容	
	U R L	http://
掲載広告	掲載希望期間	平成 年 月 1 日 から 平成 年 月 末日 まで (月)
	広告の内容	
	業種・事業内容 及び提供する情報	
取下理由		

(様式第5号)

平成 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲内容変更届出書

公益財団法人三重県産業支援センター理事長 へ

申込者 住所

氏名 ㊟

(法人にあつては、法人名及び代表者氏名を記入して下さい。)

平成 年 月 日付け三産支第 号で通知のあった公益財団法人三重県産業支援センタートップページへの広告掲載の決定について、下記のとおり掲載内容を変更したいので、届け出ます。

記

変更する項目	<input type="checkbox"/> リンク先ホームページ URL <input type="checkbox"/> 広告掲載期間 <input type="checkbox"/> 広告内容 <input type="checkbox"/> 業務・事業内容・提供情報 <input type="checkbox"/> その他()
変更前の内容	
変更後の内容	
変更理由	
変更(予定)日時	平成 年 月 日() 時 分